

## 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震等による災害時におけるレンタル機材の提供に関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震等による災害時におけるレンタル機材の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 安中市内に地震等の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から要請があったとき、乙は保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供及び運搬による協力をを行うものとする。

2 乙は、前項の協力的に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、協力をを行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

### （要請の手続き）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、レンタル機材提供要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （引き渡し）

第4条 保有機材の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### （費用）

第5条 保有機材の提供及び運搬に係る費用については甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上決定するものとする。

### （期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に文書で申し出るものとする。

### （協議）

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年6月6日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号  
安中市  
安中市長

乙 東京都千代田区岩本町本町一丁目5番13号  
秀和第2岩本町ビル  
株式会社アクティオ  
代表取締役